

# 島根県報

令和2年3月13日（金）

号外第22号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	2
医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則	(       "       )	6
緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則	(       "       )	10
医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(       "       )	12

**公布された条例等のあらまし**

## ◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第17号）

- 1 規則の概要  
様式の整備（様式第1号・様式第6号関係）
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

## ◇医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第18号）

- 1 規則の概要
  - (1) 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第2条関係）
  - (2) その他様式の整備
- 2 施行期日  
令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

## ◇緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第19号）

- 1 規則の概要
  - (1) 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第2条関係）
  - (2) その他様式の整備
- 2 施行期日  
令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

## ◇医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第20号）

- 1 規則の概要  
医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる規則の規定の整理
  - (1) しまね医学生特別奨学金貸与規則
  - (2) 特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則
  - (3) 特定診療科医師育成支援資金貸与規則
- 2 施行期日  
令和2年4月1日から施行することとした。

**規 則**

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第17号**

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者氏名 (本人)



看護学生修学資金貸与申請書

修学資金の貸与を受けたいので、看護学生修学資金貸与規則第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、同規則第 3 条各号に定める施設又は団体において看護職員の業務に所定の期間勤務することを誓います。

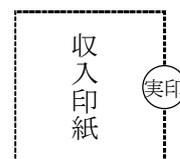
貸与申請期間		年 月 日から 年 月 日まで		申請金額		円						
本人	ふりがな											
	氏名											
	生年月日	年 月 日生										
	現住所及び電話番号	〒 ( ) -										
	帰省先住所及び電話番号	〒 ( ) -										
家族の状況	続柄	氏名	年齢	就労の有無	所得の区分		学 校		生計主体者	生計主体者と		
					給与所得	給与所得以外	種別	国公立又は私立の別		自宅通学又は自宅外通学の別	住居	生計
				有・無							同・別	同・別
				有・無							同・別	同・別
				有・無							同・別	同・別
				有・無							同・別	同・別
				有・無							同・別	同・別
				有・無							同・別	同・別
家族についての特記事項												
連帯保証人の氏名				連帯保証人の住所及び電話番号		〒 ( ) -						
貸与申請する貸与枠 ※いずれか 1 つ記入		島根「ふるさと」看護奨学金〔 〕枠 ※過疎・離島枠を記入した場合は、右記の欄を記入してください。						就業予定の過疎地域・離島の市町村				

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 関係書類</p> <p>(1) 市町村長の発行する所得証明書</p> <p>(2) 学校等の在学証明書</p> <p>(3) 連帯保証人の印鑑登録証明書</p> | <p>2 記載上の留意点</p> <p>(1) 「所得の区分」は、あてはまる項目に○を記入してください(複数選択可)。</p> <p>(2) 「生計主体者」は、生計主体者である場合にのみ○を記入してください。</p> <p>(3) 「就業予定の過疎地域・離島の市町村」は、現時点で就業予定の医療施設等(指定機関)が所在する市町村があれば記入してください。</p> |
|---|---|

様式第6号を次のように改める。

## 様式第6号（第13条関係）

## 借 用 証 書



金 円

ただし、看護学生修学資金貸与規則により貸与を受けた修学資金（ 年 月分から 年 月分まで）上記金額借用しました。ついては、看護学生修学資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この修学資金の貸与について、被貸与者と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

被貸与者 住 所

氏 名

実印

決定番号（ ）

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

島根県知事 様

注 被貸与者及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、被貸与者が実印により消印すること。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の看護学生修学資金貸与規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

---

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第18号**

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則

医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「基づく厚生労働大臣」を「よる知事」に改める。

様式第1号を次のように改める。

## 様式第1号（第7条関係）

年 月 日

島根県知事

様

申請者氏名（本人）

印

## 医学生地域医療奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、医学生地域医療奨学金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、指定医療機関に所定の期間勤務することを誓います。

貸与申請期間		年 月 日から 年 月 日まで	申請金額	円
本 人	ふりがな		大学名及び 大学院名等	大学
	氏名			学科
	性別	男性・女性		学年在学
	生年月日	年 月 日生	出身学校	立 高等学校 年 月 卒業・卒業見込み
人	現住所及び電話番号等	〒 ( ) — メールアドレス:		
	帰省先住所及び電話番号	〒 ( ) —		
連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの奨学金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。			
	氏名	(印)	生年月日	年 月 日生
	住所及び電話番号	〒 ( ) —		続柄
島根県以外の医学生向け奨学金	<input type="checkbox"/> 受けている（都道府県名又は市町村名） <input type="checkbox"/> 受ける予定がある（都道府県名又は市町村名） <input type="checkbox"/> なし			

## 1 関係書類

- (1) 大学の在学証明書（大学入学前に申請する者は、大学入学後速やかに提出すること。）
- (2) 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書及び印鑑証明書
- (3) 学業及び人物について所見を記載した大学の学長の推薦書（大学入学前又は大学入学の直後に申請する者は、出身高等学校長の証明する調査書）【全国大学卒のみ】
- (4) 医師免許証の写し及び臨床研修を修了したことを証明する書類（大学院生のうち該当者に限る。）
- (5) 小論文【全国大学卒のみ】

## 2 記載上の留意点

「島根県以外の医学生向け奨学金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される奨学金が対象です。

様式第6号を次のように改める。

## 様式第6号（第11条関係）

## 借 用 証 書



金 円

ただし、医学生地域医療奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金（ 年 月分から 年 月分まで）上記金額を借用しました。ついては、医学生地域医療奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

実印

決定番号 ー

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

島根県知事 様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の医学生地域医療奨学金貸与規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第19号

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部を改正する規則

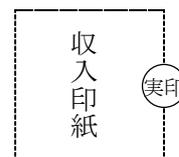
緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「より厚生労働大臣」を「よる知事」に改める。

様式第6号を次のように改める。

## 様式第6号（第11条関係）

## 借 用 証 書



金 円

ただし、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金（ 年 月分から 年 月分まで）上記金額を借用しました。ついては、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

実印

決定番号

—

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

島根県知事

様

注 本人及び連帯保証人は、自ら署名し、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。また、収入印紙を貼り付け、本人が実印により消印すること。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の緊急医師確保対策奨学金貸与規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第20号**

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部改正)

- 第1条** しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「基づく厚生労働大臣」を「よる知事」に改める。

(特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の一部改正)

- 第2条** 特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「より厚生労働大臣」を「よる知事」に改める。

(特定診療科医師育成支援資金貸与規則の一部改正)

- 第3条** 特定診療科医師育成支援資金貸与規則（平成23年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「より厚生労働大臣」を「よる知事」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。